



Title	国際私法における法選択規則構造論
Author(s)	松岡, 博
Citation	大阪大学, 1987, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/35826
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【1】

氏名・(本籍)	まつ 松	おか 岡	ひろし 博
学位の種類	法	学	博 士
学位記番号	第	7859	号
学位授与の日付	昭和	62年	8月20日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当		
学位論文題目	国際私法における法選択規則構造論		
論文審査委員	(主査) 教 授 中野貞一郎		
	(副査) 教 授 江口 順一 教 授 濱上 則雄		

論文内容の要旨

国際私法における法選択規則はどのような構造であるべきか、また法選択規則の基礎にある政策考慮はなにかといった国際私法の基礎にかかる法選択方法論上の問題については、これまでその研究の重要性はすでに認識されていたにもかかわらず、本格的な研究はわが国では十分には行われていたとはいがたいように思われる。

本論文は、この点についての議論が現在、最も活発に行われているアメリカ国際私法における法選択方法論を取りあげてこれに分析を加えた上で、これらの議論を参照しつつ、わが国における新しい法選択方法論を樹立・提唱しようとしたものである。

第一部では、アメリカ国際私法の法選択方法論を紹介、検討する。国際私法はどのような価値を重視すべきか、法選択規則はどのような構造であるべきか、という国際私法の本質に関わる問題に対して伝統的理論の与えてきた解答を激しく拒否し、新しい理論を定立するための努力がアメリカ国際私法においてきわめて活発に行われている。第一部では、このアメリカ国際私法における抵触法革命の状況が跡づけられる。

なお、申請者には、アメリカ国際私法の法選択方法論に関する研究としては、本論文のほか、すでに、(一)「アメリカにおける抵触法と連邦憲法の一側面(一)(二・完)」阪大法学六四号七五頁以下(昭和四二年)、六七号一七二頁以下(昭和四三年)、(二)「アメリカ国際私法における当事者自治の原則」国際法外交雑誌六八卷三号一頁以下(昭和四四年)、(三)「附合契約における準拠法約款の効力—アメリカ国際私法における展開を中心として」阪大法学七二・七三号一七七頁以下(昭和四五年)などの論文があるが、本論文は最近の主要な研究業績のみを対象としたものである。

まず、第一章「第二リストメントにおける法選択方法論」では、第二リストメントの法選択方法論をとりあげ、第二リストメントの法選択プロセスにおいて重要と考えられている政策考慮はなにか、またその法選択規則はどのような構造をもつか、とりわけルールかアプローチかという観点から、いわば総論的にアメリカ国際私法の新しい方法論が提起する問題を検討する。

第二章「アメリカ国際私法における不法行為の準拠法－抵触法革命の生成と展開一」では、アメリカ国際私法における抵触法革命をリードしたとみられる不法行為の分野において、実質法の法目的の分析を中心とする新しい方法論に立脚する最近の重要な判決を紹介するとともに、このような判決に対する学説の対応と反革命の動きを検討することによって、アメリカ国際私法における抵触法革命の生成と展開の過程を、一九七五年以降の最近の判例、学説の状況をも含めて明らかにされる。

第三章「アメリカ国際私法における婚姻の有効性の準拠法－抵触法革命は波及するか－」においては、不法行為を中心に始まった抵触法革命が、婚姻の有効性という身分法の分野にまで果たして波及していくか、また現段階において婚姻の有効性の分野で、明確なルールを形成していくことが果たして可能であるのか、といった点を究明する。

第二部では、アメリカ国際私法の新しい方法論の提起する問題を踏まえて、これを我が国における国際私法の立法論解釈論としていかに受けとめるべきかという問題関心から、我が国際私法の法選択方法論の課題を検討し、新しい法選択方法論を樹立するためのいくつかの試みが企てられる。

まず、第四章「国際私法の課題と展望」では、法選択方法論の視点から現時における我が国際私法の課題を、基礎理論と実務の動向、法選択総論の課題、法選択各論における理論状況といった問題についてそれぞれ展望する。

第五章「国際私法における政策考慮」においては、我が国際私法の法選択規則ないしは理論の背後にある政策考慮とはなにか、それらが抵触するときどの政策考慮を優先させてきたか、その現状はいかに評価すべきかを論じる。そして、従来の理論が結果の統一性、法的安定性の確保を重視してきたのに対し、今後はもっと、関連する国や当事者の利益、具体的妥当性の確保、実質法の基礎にある法目的などにも然るべき考慮を払うべきことを提唱する。

ついで、第六章「法選択規則構造論」では、わが法例の前提とする典型的な法選択規則が現実には学説、判例によってかなりの修正、変容を受けていることを実証的に明らかにした上で、適用範囲の狭い、関連する実質法の内容とその法目的を考慮した、柔軟な法選択規則への指向が立法論解釈論としても一層促進されるべきことを主張する。

第七章「機能的公序論」においては、法例三〇条の公序条項の発動に関する最近の最高裁の二つの判決をとりあげ、その分析を通じて、法例の硬直的な法選択規則の機械的適用から生じる妥当でない結果を救済する手段として判例によって活用されてきた公序条項を、最も適切な法の適用という国際私法正義を実現するため的一般条項として再構成し、現行法例の建前を前提とした解釈論的枠組としての機能的公序論なるものを提示する。

第八章「国際私法改革への基本的視座－法選択規則構造論からの提言－」では、いまその改正が現実のものになりつつある、婚姻、親子に関する国際私法改革への基本的視座を探るとともに、法選択規則

構造論の立場から、具体的妥当性確保の手段としての一般条項の必要性、実効的国籍の理論の実定法化、実質法の内容、適用の結果の積極的考慮などをはじめ、いくつかの提言を行っている。

なお、本論文脱稿後の昭和六一年八月に、法務省民事局参事官室名で「法例改正についての中間報告」が公表されたが、本論文では補注で言及するにとどめられている。但し、申請者はこの中間報告に対して、法務省に「法例改正中間報告に関する意見」を提出し、これに加筆補訂を加えた論文を本論文とは別に発表している。これが参考論文「『法例改正中間報告』について」である。ここでは本論文で提唱された法選択規則構造論の立場から、これを具体化して、婚姻法、親子法の分野における法選択規則に関する私案を、法例改正の中間報告案に対する修正案として提示している。

論文の審査結果の要旨

本論文は、その第一部においてアメリカ国際私法における抵触法革命の状況と進展を具さに論述し、その示唆を基礎に、わが国の伝統的な国際私法理論に根本的な反省を迫り、国際化時代の要請に応えうる実学としての国際私法の形成への新理論を提示した。とくに、これまでの学説の主たる関心が成文法規たる法例の論理的・文言的解釈に向けられ、政策的根拠からその立法論的妥当性や各個の事件における法選択規則の適用結果の具体的妥当性を軽視する傾きがあったことを厳しく指摘するとともに、単一の連結点のみを媒介とし概括的・包括的規則により、適用されるべき実質法の内容と適用結果に盲目的に内外法の適用を定める従来の法選択規則を修正して、新たに、個別的な争点に向けられた適用範囲の広い、事件に関連を有する複数の国の実質法の内容と法目的を考慮する法選択規則を形成すべしと論じた。また、例外的救済の手段として用いられてきた公序条項を、最も適切な法の適用という国際私法正義実現のための一般条項として再構成するに至っている。

その問題提起は、まことに壮大であり、核心を鋭く衝いて旧理論を全面的に揺るがせ、周到な論証と秀抜な新理論の提示によって、学界に大きく貢献し、今後の展開を導いた。参考論文と併せて、現下の法例改正にも寄与するところが多い。法学博士の学位を授与するに十分値するものと判定する。